

堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の
一部を改正する規則

第1条 堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年規則第93号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第4項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第10条第3項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改め、同条第9項各号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第10項各号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

（次のよう 別記）

別表第2中「356,700円」を「368,900円」に、「220,300円」を「228,400円」に、「212,000円」を「220,800円」に、「225,000円」を「234,300円」に、「222,900円」を「232,200円」に、「178,300円」を「185,700円」に、「140,500円」を「146,200円」に改める。

別表第3中「420」を「430」に、「340」を「350」に、「540」を「560」に、「480」を「500」に、「680」を「700」に、「620」を「650」に、「810」を「850」に、「760」を「800」に、「950」を「1,000」に、「900」を「940」に、「1,090」を「1,150」に、「1,030」を「1,090」に、「1,220」を「1,300」に、「1,170」を「1,240」に、「1,310」を「1,450」に、「1,250」を「1,390」に、「1,400」を「1,600」に、「1,340」を「1,540」に、「1,480」を「1,750」に、「1,420」を「1,700」に、「1,570」を「1,900」に、「1,510」を「1,850」に改める。

第2条 堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「1.11」を「1.12」に改める。

第6条第1項中「平成6年規則第20号」を「令和7年規則第**76**号」に、「第27条第1項各号」を「第21条第1項各号」に改め、同条第3項中「第27条第2項から第5項」を「第21条第2項から第4項」に改める。

第9条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第4項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の

72.5」を「100分の71.25」に改める。

第10条第3項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改め、同条第9項各号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第10項各号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

別表第1を次のように改める。

(次のよう 別記)

別表第2中「368,900円」を「372,200円」に、「228,400円」を「230,400円」に、「220,800円」を「222,800円」に、「234,300円」を「236,400円」に、「232,200円」を「234,300円」に、「185,700円」を「187,400円」に、「146,200円」を「147,500円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則別表第3の改正規定 令和8年1月1日
 - (2) 第2条の規定 令和8年4月1日
- 2 次の各号に掲げる第1条の規定による改正後の堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 改正後の規則別表第1及び別表第2第3号から第9号までの規定 令和7年4月1日
 - (2) 改正後の規則第9条第3項及び第4項並びに第10条第3項、第9項及び第10項の規定 令和7年12月1日
- 3 令和7年12月1日において会計年度任用職員（堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第48号。以下「条例」という。）第1条に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）であって次の各号のいずれにも該当するもの（以下「遡及対象職員」という。）でない者に対する令和7年4月1日から同年12月31日までの間（以下「対象期間」という。）における勤務に係る給与（通勤手当を除く。）については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 条例第2条第1項に規定するフルタイム会計年度任用職員又は月額による基本報酬を受ける同条第2項に規定するパートタイム会計年度任用職員

(2) 週勤務時間が15時間30分以上であり、かつ、任用期間が6月以上又は6月以上の見込みである会計年度任用職員

- 4 令和7年12月1日において遡及対象職員である者であつて、同年4月1日から同年11月30日までの間に遡及対象職員でない期間（以下「不遡及期間」という。）があるものに対する同年4月1日から不遡及期間（不遡及期間が複数あるときは、直近の不遡及期間）の末日までの間の勤務に係る給与（通勤手当を除く。）については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（通勤手当及び通勤に要する費用弁償に係る経過措置）

- 5 次の表の左欄に掲げる者に対する同表の右欄に掲げる期間における通勤に係る通勤手当及び通勤に要する費用弁償の額の算定に係る改正後の規則第5条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。この場合において、給与条例第17条の規定の適用については、同条第2項中「別表第7」とあるのは「堺市職員の給与に関する条例及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第34号）第1条の規定による改正前の堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号。以下「改正前の給与条例」という。）別表第7」と、同条第3項及び第4項中「別表第7」とあるのは「改正前の給与条例別表第7」とする」とし、同条第2項第2号中「給与条例別表第7」とあるのは「堺市職員の給与に関する条例及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第34号）第1条の規定による改正前の堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号。以下「改正前の給与条例」という。）別表第7」と、同条第3項中「給与条例別表第7」とあるのは「改正前の給与条例別表第7」とする。

令和7年12月1日において遡及対象職員でない者	対象期間
令和7年12月1日において遡及対象職員である者であつて、同年4月1日から同年11月30日までの間に不遡及期間があるもの	令和7年4月1日から不遡及期間（不遡及期間が複数あるときは、直近の不遡及期間）の末日までの間

（給与の内払）

- 6 改正後の規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

第9号区分に 該当する者	278,544	287,840	293,440	298,704	304,080	309,120	313,936	318,304	322,784	327,488	332,416
第10号区分 に該当する者	293,384299,208304,360309,736314,888319,816324,296328,440333,368										
第11号区分 に該当する者	273,056	280,336	286,384	292,208	297,360	302,736	307,888	312,816	317,296	321,440	326,368
第12号区分 に該当する者	263,872	272,608	278,880	284,928	290,864	296,016	301,392	306,656	311,584	316,176	320,320
第13号区分 に該当する者	273,680280,176286,336292,384298,208303,360308,736313,888318,816										
第14号区分 に該当する者	267,680274,176280,336286,384292,208297,360302,736307,888312,816										
第15号区分 に該当する者	250,880	259,616	267,680	274,176	280,336	286,384	292,208	297,360	302,736	307,888	312,816
第16号区分 に該当する者	231,504	240,248	248,752	257,488	266,112	272,608	278,880	284,928	290,864	296,016	301,392
第17号区分 に該当する者	199,584	215,488									
231,504											

備考

- 1 第1号区分から第17号区分までの各々の「職務の区分」に該当する者については、市長が定めるものとする。
- 2 東京都特別区内にある勤務場所に勤務する職員については、この表に定める額に112分の120を乗じて得た額を給料の額とする。